

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十五日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係）</p> <p>イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数</p> <p>(1) 専門職学科以外の学科に係るもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>備考</p> <p>一〇十 〔略〕</p> <p>十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとするほか、基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。</p> <p>十二 〔略〕</p> <p>(2) 専門職学科に係るもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>備考</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。</p>	<p>別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係）</p> <p>イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数</p> <p>(1) 専門職学科以外の学科に係るもの</p> <p>〔同上〕</p> <p>備考</p> <p>一〇十 〔同上〕</p> <p>十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める（(2)の表において同じ。）。</p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>(2) 専門職学科に係るもの</p> <p>〔同上〕</p> <p>備考</p> <p>一・二 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

備考	<p>表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
	<p>ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教 科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教 員を置くものとする。</p> <p>四 〔略〕</p> <p>ロ 〔略〕</p>
	<p>三 〔同上〕</p> <p>ロ 〔同上〕</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

2 令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

(届出に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

2 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

(教員に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に設置されている教員養成に関する学部を置く大学に対するこの省令による改正後の大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号及び同表イ(2)備考第三号の規定の適用について

は、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合（教員養成に関する学部に係るものを含む場合に限る。）には、当該認可の申請又は届出に係る大学については、この省令による改正後の規定を適用する。

○文部科学省告示第四十九号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）別表第一イ(1)備考第十一号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について次のように定める。

令和五年六月十五日

文部科学大臣 永岡 桂子

1 大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号に規定する教員養成に関する学部に係る基幹教員数のおおむね二割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する基幹教員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

附 則

この告示は、大学設置基準の一部を改正する省令（令和五年文部科学省令第二十四号）の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。